

# 令和6年度『学校いじめ防止基本方針』

新潟市立万代高等学校

## 1 策定の目的

「いじめ防止対策推進法第13条」及び「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止等のための対策を推進し、いじめを見逃さない学校づくりを進めるため、本校のいじめ防止基本方針を定める。

## 2 基本方針

### (1) 基本理念

いじめは、どの生徒、どのクラスにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、保護者・地域・関係機関と連携しながらいじめを生まない学校づくりに努める。

### (2) いじめを生まない環境づくり

一人一人を大切しながら、いじめを生まない支持的風土の醸成に努める。その実現のために教員の研修、生徒の指導、保護者との連携を推進する。

### (3) 方針の見直し

学校いじめ防止基本方針を適宜見直し、内容の更新を図ることで学校の実情に応じた迅速な対応に努める。

## 3 組織的な対応に向けて

### (1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決のための「いじめ防止対策委員会」を組織する。

#### ① 委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部教育相談担当、養護教諭、各学年主任、(状況に応じて当該学級担任、当該部活動顧問)、必要に応じて特別支援教育委員会、スクールカウンセラー、外部機関が加わる。

#### ② 実施する取り組み

##### ア 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・いじめに関する意識調査
- ・校内研修会の企画・立案
- ・要配慮生徒の把握と支援方法の決定

##### イ 早期発見対策

- ・いじめの状況把握のためのアンケートの複数回実施と結果の分析共有
- ・情報交換による生徒の状況の把握

##### ウ いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生した時の対応

- ・上記「いじめ防止対策委員会」の委員に、当該生徒に関係する学年生徒指導担当、学年副主任、学級担任、副任、部活動顧問等を加えた対策委員会「いじめ対応ミーティング」を組織する。
- ・調査方法・分担を決定し、行動順位の決定やアンケートの実施、保護者や関係機関への連絡を行う。
- ・指導方針を決定し、被害者・加害者への支援、保護者や関係機関との連携を図る。

### (2) 校内研修の企画・立案

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を毎年1回以上実施する。
- ② いじめに関するチェックリスト(教職員用)を用いた自己診断を実施する。

#### 4 いじめの未然防止に向けて

##### (1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめ問題への取り組みに関する評価を実施し、評価結果に基づいた改善を図る。

(2) 一人ひとりの教員が教員評価の目標にいじめに対する取り組みを盛り込み、面談等を通していじめの早期発見に努めるよう、教員がいじめに関する意識の向上を目指す。

##### (3) いじめの起こらない学校づくり

① 入学時オリエンテーションなどで、いじめについての内容や本校の考え方、対策について知らせる。具体例を挙げて、「何がいじめとみなされるか」や「学校ではどのように対応するか」などについて指導して、いじめのない学校がいかに大切なことであるか、生徒に理解させる。

② 各学年の集会時などに、いじめについての事例や人権についての話をする。

③ 教員の不用意な発言や行動によって生徒が傷つけられたり、生徒間の差別意識を生むこともあるため、教員研修等で事例や対応を認識してもらう。

④ 公開授業を一定の時期だけにせず、教科によって時期をずらすなど、日常的に教員同士が授業を見せ合うことを生徒に知らせる。それによって、休み時間にも教員が見ていることがある状態を作る。

⑤ 保護者や地域との連携を密にし、「いじめ防止基本方針」の周知を図るとともに、保護者とともにいじめ問題を学ぶ機会を設定する。

##### (4) 指導上の留意点

① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

② 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解したうえで指導に当たる。

##### (5) ネットいじめへの対応

① 携帯電話、スマートフォン等は、授業時間内での使用を禁止し、放課後の時間から使用できることとする。

② 教科情報、家庭科やLHR等を活用し、生徒一人一人に対してインターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に次の点について重点的に指導する。

ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。

イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ウ 有害サイトにアクセスしないこと。

#### 5 いじめの早期発見のために

##### (1) 早期発見のための認識

① 些細な兆候でも、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員が的確にかかわり、いじめを軽視したり隠したりすることのないよう積極的に認知する。

② 日頃から生徒を見守り、信頼関係を築くとともに、生徒が発する小さな変化や信号を見逃さないようにする。

##### (2) 早期発見への手立て

① 年3回、次のような方針によりいじめアンケートを行い、いじめや悩みについて生徒の気持ちをくみ取る。

ア 調査を実施した日のうちに確認する。確認は複数の教員により行う。

イ 保管期間を定める。

原本、調査結果資料、いじめ事案への対応のために収集・整理した情報を保管する。  
(卒業後5年)

② 各学年で学年会などの時、「気になる生徒はいないか」「廊下や休み時間の教室で様子のおかしい生徒はいないか」など、情報を出し合って共有する。

- ③ いじめアンケートのほかに健康アンケートなどを行い、「いじめ」というと答えにくい生徒のために、別の角度から生徒の気持ちや状態を知る。
- ④ 生徒・保護者に対していじめの通報・相談窓口を周知し、相談しやすい体制を整える。

## 6 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめとみられる行為がわかった場合、管理職に報告するとともにいじめ対策委員会で会議を持ち、どのように対応するか検討する。
  - ① 被害生徒には学校カウンセラーや委員会、担任教諭などが面談を行い現状や本人の気持ちをなるべく正確に把握し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝えて心に寄り添いながら問題の解決に向けて迅速・適切に対応する。その上で心のケアに十分に努める。
  - ② 加害生徒に対する対応が必要な場合は、被害生徒の意思を尊重し、教員の勝手な行動はしない。
  - ③ 加害生徒の気持ちや言い分を聞き、一方的に決めつけたり処分したりはしない。本人の不安定要因への対応並びに家庭環境への支援を継続する。
  - ④ 被害生徒及び加害生徒の保護者に対しては、本人の気持ちを確認したうえで速やかに報告し、理解を求めるとともに情報を共有してともに対応する。
  - ⑤ 加害生徒が十分に反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助にあたる。
  - ⑥ ネットいじめが発見された場合は、委員会で情報を共有するとともに教育委員会と連携しながら当該いじめにかかわる情報の削除を求め、生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは所轄警察署に通報する。
  - ⑦ いじめ解決後も断続的に双方の様子を観察するとともに、それぞれが心地よい学校生活を送れるような集団づくりを進める。
  - ⑧ 周囲の生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせるために一歩踏み出す勇気もてるように指導する。
  - ⑨ いじめの解消については、安易に「解消した」と判断せず、3ヶ月は継続して経過観察する。
- (2) いじめが重大な場合は、新潟市教育委員会と連携し、緊急会議を開き、管理職と相談の上その都度対応を考える。
  - ① 教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むよう努める。
  - ② 重大事態に係る事実関係を調査する場合は、教育委員会と連携しながら学校組織を挙げて行う。
  - ③ 被害生徒や保護者及び加害生徒や保護者に対し、事実関係や対策について説明に努める。
  - ④ 当該生徒及び保護者の意向を十分配慮したうえで、保護者説明会等によりすべての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
  - ⑤ 委員会を中心として、学校としての再発防止対策をまとめ、学校を挙げて着実に実践する。